

「京都府文化力による京都活性化推進条例」の改正案の骨子に対する御意見と京都府の考え方

- 意見募集期間 平成30年3月13日(火)～4月9日(月)
 ○寄せられた意見 7名から11件の御意見をいただきました。

	意見の要旨	京都府の考え方
条例全般		
1	文化庁が京都に来られることは大変ありがたく、ある程度の文化力を作っておくことが大事。京都府民「一人一つ 和の文化習いを推進」し、もっと文化力を次の世代に発信したい。	これまで受け継いできた文化を次代へ継承するとともに、発展させ、新たな創造へつなげていけるよう、積極的に文化行政を推進してまいります。
2	過去の輝かしい京都の美術文化が、徐々に、東京やその他の土地に持って行かれているような状態。世界から見ても魅力ある京都に文化芸術を咲き誇らせられる様に願う。今の文化行政により、徐々にその方向に向かっているように思う。	
3	「文化」の定義を明示し、「文化」を自称したり、「多様な価値観」や「共生」といった言葉で悪用されないようにすべき。	文化は長い歴史をかけて積み重ねられ伝えられてきた英知の結晶であり、明確に一つに定義できるものではなく、前文の中で文化が持つ多面的な力について説明するとともに、文化力を生かし、より質の高い府民生活の実現に向けて取り組んでまいります。
4	いかにもお役所言葉らしく、乱暴で陳腐な日本語用例が多すぎる。「古典」にのっとった簡潔で正しい日本語にしなければ「文化力」は衰える。	法令文としての制約はありますが、簡潔でわかりやすい条文となるよう努めています。
基本理念について		
5	「文化の保存、継承、創造から活用までを担う人材の育成」と「長年にわたり地域で受け継がれてきた文化等の保存及び継承」は一部重複しており一本化してはどうか。	基本理念の柱としている「人材の育成」と「文化の保存及び継承」は重複する部分もありますが、それぞれの内容は、京都府の文化政策が目指す大きな方向性を示したものですので、項目はそのままとし、条文の中で説明しています。
6	「府民が文化に親しみ、活動に参加し、創造できる環境の整備」はどのように環境を整備するのか分からない。基本施策の中で具体的に記載すべき。具体策として「京都府文化資源のデジタル保存と利用の推進」を加えてはどうか。	環境の整備については、第24条（文化活動の支援体制の整備等）において具体的に記載しています。また、文化資源のデジタル保存については、第25条（文化的創作物の記録等）において記載しています。

	意見の要旨	京都府の考え方
基本施策について		
7	基本理念と基本施策とは相互に関連すべきものであり、基本施策は基本理念に掲げた事項を実現するための方策であるため、施策の内容を具体的に記載すべき。	基本施策については、基本理念を踏まえ、7つの柱で施策を講じることとし、具体的な内容を記載しています。 「文化資源を活かした地域づくり」については、第18・19条で地域における文化活動の活性化、文化資源の観光及びまちづくりにおける活用について、「文化活動を支える基盤づくり」については、第24～26条で、文化活動の支援体制の整備等、文化的創作物の記録等、顕彰について記載しています。
8	「④文化力を活かした地域づくり」と「⑦文化活動を支える基盤づくり」は抽象的でわかりにくい。推進体制の整備等で具体的な内容を記載すべき。	
推進体制の整備等について		
9	推進体制の整備の中で、文化予算の充実について記載すべき。	第29条で「施策を実施するために、必要な財政措置を講ずる」と規定していますが、引き続き、文化予算の充実に努めてまいります。
その他について		
10	作品の展示・イベントが、今後観光資源としての意味合いも多く含まれてくると思うが、鑑賞者と企画側が気持ち良く付き合えるよう、イベントの参加者・旅行者等に対するモラルの周知を合せて考えてほしい。	具体的なイベント等の実施の際に個別に対応を検討してまいります。
11	アメリカのアカデミー賞では日本人がメーキャップ&ヘアスタイリング賞を受賞したが、日本でも、美容師と同じように実技をしながら、免許取得が目指せるよう制度の見直しを検討してほしい。	美容師法の公衆衛生上の観点から無資格者が美容行為を行うことは認められていないところですが、御意見の趣旨を踏まえ、美容師をはじめ文化を担う人材の育成及び裾野拡大に努めてまいりたいと考えております。